

## 平成26年度 第2回 学長選考会議議事要録

- 1 日 時 平成27年1月27日（火）10時00分～12時00分  
2 場 所 地域・国際交流プラザ 会議室  
3 出席者  
(委 員) 飯泉委員、植田委員（クラッシー）、古川委員、山本委員、結城委員、平井委員、苛原委員、市川委員、河村委員、安井委員  
(事務局) 総務部長、総務課長、総務係長、法規係長

議事に先立ち、議長から、議長代理の指名について、学外委員と学内委員のバランス及び委員歴・官制順等を総合的に勘案し、平井総合科学部長を代理に指名する旨の報告があり、了承された。

### 4 議 題

#### (1) 学長の任期について

議長から、学長の任期については、学長の業績評価の時期とも関係することから、先に審議した方が良い旨の説明があった後、審議した結果、以下のような意見があったが、決定は次回に持ち越すこととなった。

(主な意見)

- ・6年は長すぎるので、現行の4年・再任2年が良いのではないか。
- ・現行の4年・再任2年の2年が少し短いのではないか。
- ・リーダーシップを発揮できるようにするなら、6年一期が良いのではないか。
- ・任期の最長期間としては、例えば8年は長すぎるので6年が最適ではないか。
- ・例外規定を設けることも一案ではないか。

#### (2) 国立大学法人徳島大学学長選考規則の改正（案）について

事務局から、ガバナンス改革検討委員会の意見や他大学の状況を踏まえて作成した「学長選考規則の改正（案）」について、議題2資料1及び議題2資料2により説明があった後、審議した結果、以下のとおりとなった。

- ・第1条は、改正案のとおり承認された。（学長の業績評価と解任を追加）
- ・第4条第2項は、「職務及び」を削除した上で、改正案のとおり承認された。  
(学長に求められる資質・能力並びに選考手続き・方法を追加)
- ・第5条は、改正案のとおり承認された。（学長選考の基準・選考結果の公表を追加）
- ・第6条は、改正案のとおり承認された。（学長候補適任者の推薦方法の変更と手続きを追加）

- ・第7条は、改正案のとおり承認された。（不要部分の削除）
- ・第8条及び第9条は、改正案のとおり承認された。（主体的な選考を行うための具体的な方法を追加）
- ・第10条は、ただし書きの部分を除き、改正案のとおり承認された。（意向調査の取り扱い）  
なお、ただし書きについては、学長の任期によって取り扱いが変わるため、次回に審議することとなった。
- ・第11条第1項は、改正案のとおり承認された。（主体的な選考を行うための具体的な方法を追加）
- ・第11条第2項は、学長の任期によって取り扱いが変わるため、次回に審議することとなった。
- ・第14条は、第2項を除き、改正案のとおり承認された。（学長の業績評価を追加）  
第2項については、学長の任期によって取り扱いが変わるため、次回に審議することとなった。
- ・第15条は、改正案のとおり承認された。（学長の解任理由・手続きを追加）
- ・第16条は、第1項第1号を除き、改正案のとおり承認された。（学長の解任審査を追加）  
なお、第1項第1号については、学長選考会議規則と学長選考規則の関係等を整理した上で、次回に審議することとなった。
- ・附則については、改正案のとおり承認された。（本改正案は現学長には適用しない）

### （3）学長選考会議委員について

議長から、学長選考会議の委員に学長又は理事を加えることができる規定がある旨の説明があった後、加えるか否かについて審議した結果、学長又は理事を委員には加えないこととなった。

（以上）